

も く じ

り災証明書	4
被災証明書	4
義援金の配分	6
災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	7

1 生活支援

当面の生活資金

被災者生活再建支援制度・支援金の支給	8
災害援護資金の貸付（6月改正）	10
生活復興支援資金による貸付（7月追加）	11

住宅再建のための支援

被災住宅復旧のための災害復興住宅融資	12
住宅リフォーム助成事業（7月追加）	14
住宅の応急修理	16
民間賃貸住宅の応急仮設住宅扱い	17
災害復興宅地融資	17

医療費・介護サービス

医療機関等の一部負担金の猶予・免除（5月改正）	18
介護保険サービス利用者負担の猶予・免除（5月改正）	20

子どもの養育・就学支援

特定健診受診料の免除（6月追加）	22
東日本大震災に伴う定期予防接種の特例（6月追加）	23
市立幼稚園保育料の減免 私立幼稚園就園奨励費補助	24
保育所保育料、放課後児童クラブ保育料の免除	25
児童扶養手当の所得制限の特例	26
就学支援	27
大崎市奨学資金の緊急募集	28
大崎市奨学資金の償還猶予	29

税金・保険料・水道料金

市税（料）の免除	30
----------	----

市税の軽減・免除（6月改正）	32
後期高齢者医療保険料の減免（6月改正）	33
納期の繰り下げ 納税の相談	34
国民年金保険料の減免	35
震災に伴う税制上の措置	36
水道料金・公共下水道使用料等の減免	37

2 勤労者・事業者支援

震災により休業している人へ 雇用調整助成金	38
被災者雇用開発助成金	38
労働保険料などの免除の特例	39
勤労者向け地震災害特別融資制度 勤労者生活安定資金融資	40
小規模企業向け設備投資支援制度	41
宮城県災害復旧対策資金	42
東日本大震災復興特別貸付	43
中小企業経営安定資金・みやぎ中小企業復興特別資金（6月追加）	44
中小企業東日本大震災災害復旧融資利子補給（6月追加）	45
東日本大震災復興緊急保証	46
大崎市中小企業振興資金	47

3 農業支援

農地等災害復旧事業の支援	48
農業生産復興のための無利子の資金	49
東日本大震災農業生産対策交付金事業	50
被災家畜円滑処理促進事業	51
大崎市畜産・園芸用施設災害復旧事業（7月追加）	52
農林水産業共同利用施設災害復旧事業	53

4 その他の支援

宮城県短期避難者宿泊プラン（6月追加）	54
NHK受信料の免除 労災年金受給者定期報告期限延長	55
被災家屋の解体処分（7月追加）	56
道路の走行注意	58

り災証明書

☎ 税務課家屋担当 ☎ 23-2162

各種被災者生活支援制度を受けるとき、住家（居住のために使っている建物）の被害程度を証明するもので、被災者からの申し出により、住家の被害状況の調査を行い、確認した事実に基づき被害の程度を証明するものです。り災の程度は、住家を対象に、一棟ごとに判断するもので、屋根、壁、構造物など部分ごとに表面に現れた被害を調査して「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部破損」の判定をします。この調査は、応急危険度判定（建築士が危険度を判定するために行ったもの）と基準が異なるため、り災の程度に差が出る場合もあります。

なお、家財道具や門柱、門扉などの外構部分は、り災証明書の対象外です。

◆持参するもの

印鑑

◆申込

税務課（市役所本庁舎 3 階）または各総合支所市民税務課

被災証明書

☎ 税務課家屋担当 ☎ 23-2162

住家以外の建物や家財道具、門柱、門扉などの外構部分の被害について、被災写真に基づき被災証明書を発行します。被災証明書は、地震災害の事実を証明する書類です。

◆持参するもの

印鑑、被災写真 2～3 枚程度

◆申込

税務課（市役所本庁舎 3 階）または各総合支所市民税務課

住家被害認定の見直し

☎ 税務課家屋担当 ☎ 23-2162

り災証明書発行の前提となる住家の被害認定は、国の指針に基づいて、基礎や柱、外壁、屋根などの各部位の損害割合を算出し、住家の被害の程度を判定しています。

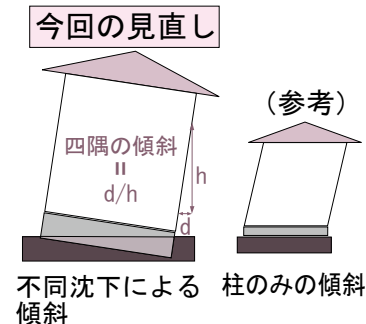
去る 5 月 2 日、国は、東日本大震災の地盤の液状化による住家被害の実態を踏まえ、その調査・判定方法の見直しを行いました。

今回の見直しにより、基礎と柱が一体的に傾く不同沈下があった場合、傾きが 20 分の 1（高さ 120 センチに対し水平方向に 6 センチ）以上の場合「全壊」（従来通り）ですが、60 分の 1 以上 20 分の 1 未満の傾きを大規模半壊、100 分の 1 以上 60 分の 1 未満を半壊と判定することになります。

4 月 30 日以前に調査が行われた住家は、従前の判定方法で行われており、液状化等で不同沈下や傾きが見られる場合、再調査を行いますので税務課までご連絡ください。

傾斜による被害程度の判定基準

四隅の傾斜 (d/h) の平均	120 cm の垂直高さに対して水平方向のずれ	被害の程度
1/20 以上	6 cm 以上	全壊
1/60 以上 1/20 未満	2 cm 以上 6 cm 未満	大規模半壊
1/100 以上 1/60 未満	1.2 cm 以上 2 cm 未満	半壊



義援金の配分

☎ 社会福祉課 ☎ 23-6012

全国から寄せられた義援金を被災者に配分するための支給申請を受け付けています。

◆対象となる世帯

- ① 人的被害（死亡者の遺族、行方不明者の家族および1カ月以上の負傷を負われた人）
- ② 住家被害（り災証明書により半壊以上の被害を受けた世帯。アパートなど居室単位で生計を立てている世帯も対象となります）
- ③ 会社等を解雇された人（震災によって解雇や内定を取消しされた人）

◆義援金の支給額および申請に必要な書類

対象者	大崎市	宮城県他	合計	必要な書類
死亡者	18万円	50万円 (15万円)	68万円	印鑑、預金通帳の写し、運転免許証や健康保険証など申請者を確認できる書類、死亡診断書、住民票除票
震災孤児	—	50万円	50万円	
重傷者	9万円	—	9万円	印鑑、預金通帳の写し、運転免許証や健康保険証など申請者を確認できる書類、診断書
災害障害見舞金対象者	—	10万円	10万円	
全壊（焼）	18万円	45万円 (10万円)	63万円	印鑑、預金通帳の写し、運転免許証や健康保険証など申請者を確認できる書類、り災証明書
大規模半壊	9万円	25万円 (7万円)	34万円	
半壊	9万円	20万円 (2万円)	29万円	
解雇または内定取り消し	5万円	—	5万円	印鑑、預金通帳の写し、運転免許証や健康保険証など申請者を確認できる書類、離職票、資格喪失証明書、退職証明書、内定取り消し通知など

※既に義援金を申請し6月17日までに指定口座に入金されている人に対しては、あらためて申請がなくても表中（）の額を追加配分します。

※り災証明書の判定が変更された場合は、申請が必要です。

◆申込

社会福祉課（市役所西庁舎2階）または各総合支所保健福祉課

災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

☎ 社会福祉課 ☎ 23-6012

1 弔慰金

震災による死亡者の遺族、行方不明者の家族に対して災害弔慰金を支給します。

弔慰金の支給対象となる遺族は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序とします。弔慰金の額は、死亡者が弔慰金を受けることができる者の生計を維持していた場合は500万円で、その他の場合は250万円です。

◆申込

社会福祉課（市役所西庁舎2階）または各総合支所保健福祉課

2 災害障害見舞金

震災により精神または身体に著しい障害を受けた市民に対して、障害見舞金を支給します。

障害見舞金が該当する障害程度は、身体障害者手帳1級、2級程度とし、障害見舞金の額は、当該障害者が生計を維持していた人の場合は250万円、その他の場合は125万円です。

◆申込

社会福祉課（市役所西庁舎2階）または各総合支所保健福祉課

被災者生活再建支援制度・支援金の支給

☎ 社会福祉課 ☎ 23-6012

被災者生活再建支援制度は、生活の拠点となる住家（借家、アパートなどの賃貸住宅を含む）に甚大な被害が発生したとき、その住家の世帯主に対し住宅の被害程度に応じて支給される「基礎支援金」と住宅の再建方法に応じて支給される「加算支援金」の2つの合計額が受けられる制度です。

◆制度の対象となる世帯

- ①住宅が「全壊」した世帯
- ②住宅が半壊し、その住宅をやむを得ず解体した世帯、または住宅の敷地に甚大な被害が生じたために、その敷地内の住宅を解体した世帯
- ③災害による危険が続いて、住宅に居住できない状態が長期間継続している世帯（大崎市は該当なし）
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（り災証明書により大規模半壊世帯）

◆支援金の支給額

①基礎支援金

住宅の被害の程度	支給額	
	世帯員が複数	単身世帯
全壊	100万円	75万円
半壊または大規模半壊により解体 敷地損壊により解体	100万円	75万円
長期避難	100万円	75万円
大規模半壊	50万円	37.5万円

②住宅の再建方法に応じて支給する加算支援金

住宅の再建方法	支給額	
	世帯員が複数	単身世帯
建築・購入	200万円	150万円
補修	100万円	75万円
賃貸（公営住宅以外）	50万円	37.5万円

◆申請に必要な書類

- ①基礎支援金：り災証明書、世帯全員の住民票、世帯主の預金通帳の写し、半壊、大規模半壊で解体した場合は、解体した状況が確認できる写真（2～3枚）
- ②加算支援金：再建方法に応じた契約書

◆申請期間

- ①基礎支援金：平成24年4月10日まで
- ②加算支援金：平成26年4月10日まで

◆申込

社会福祉課（市役所西庁舎2階）または各総合支所保健福祉課

災害援護資金の貸付（6月改正）

☎ 社会福祉課 ☎ 23-6012

震災により負傷または住居、家財の損害を受けた世帯を支援するため、生活の建て直しのための資金を貸し付けします。

◆対象者および貸付限度額

対象者		貸付限度額
①世帯主に1カ月以上の負傷がある場合	ア 当該負傷のみ	150万円
	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
	ウ 住居の半壊・大規模半壊 ※特別な事情がある場合	270万円 (350万円)
	エ 住居の全壊	350万円
②世帯主に1カ月以上の負傷がない場合	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
	イ 住居の半壊・大規模半壊 ※特別な事情がある場合	170万円 (250万円)
	ウ 住居の全壊 ※特別な事情がある場合	250万円 (350万円)

※特別な事情とは、被災した住居を建て直すにあたり、住居の残存部分を取り壊さなければならない場合などのことです。

◆融資の条件

貸付利率	連帯保証人をたてる場合 無利子 連帯保証人をたてない場合 年1.5%
据置利率	6年（特別な事情がある場合8年）
償還期間	13年以内（据置期間を含む）

※特別な事情とは、被災して世帯主が死亡、住居が全壊、市民税非課税世帯などのことです。

◆所得制限

世帯人数	市民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。

◆申込

社会福祉課（市役所西庁舎2階）または各総合支所保健福祉課に申し込み

生活復興支援資金による貸付（7月追加）

☎ 大崎市社会福祉協議会 ☎ 21-0550

震災で被害を受けた低所得世帯を対象に、目的に応じて資金の貸し付けを行います。

◆融資の内容

	一時生活支援費	生活再建費	住宅補修費
使途の目的	生活の復興のために必要となる当面の生活資金	住居の移転費、家財道具などの購入に必要な費用	住宅補修に必要な費用
限度額	20万円/月 最長6カ月 ※ただし単身世帯の場合は15万円/月	80万円以内	250万円以内
据置期間	最終貸付日から2年以内（無利子）		
返済期間	据置期間後20年以内（貸付金額に応じて設定）		
貸付利率	連帯保証人をたてた場合 無利子 連帯保証人をたてない場合 年1.5%		

◆必要書類

- ①本人を確認する証明書（運転免許証、健康保険証・年金証書など）
- ②住民票（3カ月以内に発行された住民票の原本）
- ③世帯員全員の平成23年度課税証明書、平成22年分源泉証明書など世帯の収入状況が確認できるもの
- ④生活困窮となったことが明らかになる書類
- ⑤被災したことが確認できるもの（り災証明書）
- ⑥生活再建費および住宅補修費の場合は、見積書などの費用が確認できるもの（後日受領書の提示が必要）

◆申込

大崎市社会福祉協議会の各支所に申し込み（受付開始は7月下旬の予定です）

被災住宅復旧のための災害復興住宅融資

㊟ 独立行政法人住宅金融支援機構お客様コールセンター ☎ 0120-086-353

独立行政法人住宅金融支援機構では、被災住宅復旧のための建設資金、購入資金または補修資金を融資します。

◆制度の概要

原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅です。融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。

①建設資金

区 分			融資限度額
基本 融資	構造 等	耐火・準耐火・木造（耐久性）	1,460万円
		木造住宅（一般）	1,400万円
特例加算（一般分）			450万円
土地取得費			970万円
整地費			380万円

②新築購入資金

区 分			融資限度額
基本 融資	構造 等	耐火・準耐火・木造（耐久性）	2,430万円
		木造住宅（一般）	2,370万円
特例加算（一般分）			450万円
土地取得費			970万円

③中古住宅の購入

区 分			融資限度額	
			リユース	リユースプラス
基本 融資	構造 等	耐火・準耐火・木造（耐久性）	2,130万円	2,430万円
		木造住宅（一般）	1,920万円	—
特例加算（一般分）			450万円	
土地取得費			970万円	

④補修資金

住宅の構造	補修資金	引方移転資金	整地資金
耐火・準耐火	640万円	380万円	380万円
木造	590万円		

※返済期間、金利など詳しくは、独立行政法人住宅金融支援機構にお問い合わせください。

◆対象

自分が居住するために住宅を建設する人で、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」を受けた人が対象です（住宅が「大規模半壊」または「半壊」の場合でも一定の条件を満たせば、対象となります）。

◆申込受付期間

「り災証明書」に記載される「り災日」から2年経過日を受付の終期とします。

◆申込

借入申込関係書類を機構へ郵送することにより申し込みができます（随時受け付けています）。詳細は、住宅金融支援機構ホームページ（<http://www.jhf.go.jp/>）で確認してください。

住宅リフォーム助成事業（7月追加）

☎ 建築住宅課 ☎ 23-8057

市内の施工業者を利用して住宅のリフォームを行う場合、その経費の一部を助成する制度「大崎市住宅リフォーム助成事業」に、震災の被害を受けた住宅の修理工事も含むことになりました。

◆申請できる人

次の①～③の要件をすべて満たす人

- ①市内に住所がある人
- ②リフォームを行う住宅を所有し、かつ居住している人
- ③市税の滞納がない人

◆対象となる工事の種類

住宅の安全性、耐久性および居住性を向上させるための工事

- ・バリアフリー工事
- ・屋根の雨漏り修繕、外壁の補修工事
- ・避難設備、防火設備、換気設備の設備工事
- ・間取りまたは壁紙の変更、畳替え等の模様替えを行う工事
- ・台所、浴室または便所を改修する工事
- ・断熱改修工事、気密改修工事または遮音工事

※震災で被害を受けた住宅の修理も含まれます。ただし、国・県・市の補助金、交付金（被災者生活再建支援制度の住宅再建方法に応じて支給する加算支援金、住宅の応急修理など）を受けない工事に限ります。

※その他の工事については、お問い合わせください。

◆助成の要件

次の①～③の要件をすべて満たす工事

- ①住宅リフォームに要する費用が10万円以上（消費税額を除く）の工事

※65歳以上の人または障がい者の居住する住宅をバリアフリー工事する場合は10万円未満の工事でも該当します。

- ②住宅リフォームを施工する建設事業者は、市内に本社機能を有する法人、または市内に住所がある個人事業者に限ります

- ③住宅リフォームが平成24年3月末までに終了する工事

※原則、事前に工事着手したものは補助の対象になりませんが、震災で被害を受けた住宅の修理は、写真などがあれば補助の対象になります。

◆補助率

補助対象工事費用の10%（限度額20万円）

※65歳以上の人または障がい者の居住する住宅をバリアフリー工事する場合、補助率が異なりますので、詳しくは、お問い合わせください。

◆受付日程

期別	募集件数	受付期間	受付時間	整地資金
第1期	100件	7月25日(月)～29日(金)	9時～16時	本庁舎北会議室2階
		8月1日(月)～件数到達まで		建築住宅課(東庁舎3階)
第2期	予算に達した時点で終了	9月1日(木)～6日(火)		東庁舎5階大会議室
		9月7日(水)～予算到達まで		建築住宅課(東庁舎3階)

◆申込

建築住宅課（市役所東庁舎3階）に備え付けの申請書（市ウェブサイトからも入手できます）に必要事項を記入し、必要な書類を添えて受付会場へ持参。

※必要書類など詳細は、市ウェブサイト（アドレス <http://www.city.osaki-miyagi.jp/>）または建築住宅課にお問い合わせください。

住宅の応急修理

☎ 建築住宅課 ☎ 23-8057

震災で被害を受け、り災証明書により「全壊」「大規模半壊」または「半壊」した住宅を一定の範囲内で応急修理します。

◆対象

次の要件をすべて満たすこと

- 1 り災証明書により「全壊」「大規模半壊」または「半壊」の被害を受けた市内の住宅で、修理により居住が可能となる住宅
- 2 応急修理をすることで避難所等から戻ることができる
- 3 応急仮設住宅等に入居する必要がなくなる

※ただし「半壊」の場合、世帯の所得要件があります。

◆応急修理の内容

住宅の居室、炊事場、便所等、生活に欠くことのできない部分の破損個所に限る（地震の被害と直接関係の無い部分、内装工事、家電製品または家具などは対象外）

◆工事の限度額

52万円（超えた分は自己負担）

◆申込

建築住宅課（市役所東庁舎3階）または各総合支所産業建設課（鳴子総合支所は観光建設課）

※事前に必ずご相談下さい。

民間賃貸住宅の応急仮設住宅扱い

☎ 建築住宅課 ☎ 23-8054

震災で自宅が全壊または流出し、居住する住宅を失った被災者のために、県が賃貸住宅等を借り受けて応急仮設住宅として提供しています。

また、被災者自身が既に民間賃貸住宅を借りて入居した場合でも、一定の要件を満たすことを条件に、県がその物件を借り受け、応急仮設住宅に切り替えることができます。詳しくは、建築住宅課までお問い合わせください。

災害復興宅地融資

☎ 独立行政法人住宅金融支援機構お客様コールセンター ☎ 0120-086-353

独立行政法人住宅金融支援機構では、住宅に被害がなく、宅地にのみ被害を受けた宅地の所有者が、その宅地を補修する場合に受けられる融資です。ただし、災害復興住宅融資（12～13ページ）との併用はできません。

◆融資の内容

	基本融資額	特例加算
限度額	390万円	200万円
据置期間	1年以内（返済期間の内）	
返済期間	20年以内	

※返済期間、金利など詳しくは、独立行政法人住宅金融支援機構にお問い合わせください。

◆申込

借入申込関係書類を機構へ郵送することにより申し込みができます（随時受け付けています）。詳細は、住宅金融支援機構ホームページ（<http://www.jhf.go.jp/>）で確認してください。

医療機関等の一部負担金の猶予・免除 (5月改正)

☎ 保険給付課 ☎ 23-6051

震災で被災した、国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者が、医療機関等で支払う一部負担金等の猶予期間が、6月末日まで延長されました。

また、7月1日(金)以降は、免除証明書の提示が必要になりますので、要件に該当する人は、免除申請の手続きをしてください。

◆対象者

国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者（震災の発生以後本市に転入された人を含む）で別表の①～⑥のいずれかに該当する人

※6月末日までは、健康保険証や身分証明書等の提示がなくても、医療機関等でその旨を申し出ることによって、医療費の一部負担金等の支払いが猶予されます。

【対象者と申請に必要な書類】

対象者	必要な書類
① 住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした人	り災証明書
② 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人	死亡事項が確認できる書類・医師の診断書など
③ 主たる生計維持者が行方不明の人	警察に届け出している行方不明者届けなど
④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した人	事業の廃止・休止届など
⑤ 主たる生計維持者が失業し、収入がない人	離職票、資格喪失証明書、退職証明書など
⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急避難準備区域に関する指示の対象となっている人	避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの

◆必要書類など

国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療保険被保険者証、印鑑および表に掲載した必要な書類

◆免除証明有効期間

一部負担金	3月11日～平成24年2月29日
入院時食事療養および生活療養にかかる標準負担額	3月11日～8月31日

※国民健康保険または後期高齢者医療以外の健康保険に加入している場合は、各保険者にお問い合わせください。

◆申請期間

6月13日(月)～7月29日(金)

◆申請

保険給付課（市役所本庁舎1階）または各総合支所市民税務課

一部負担金等の還付について

一部負担金等の免除対象となった人で、免除証明書の有効期間内に受診し、一部負担金等をすでに支払っている場合は、還付します。

◆還付申請に必要なもの

① 領収書

② 一部負担金等免除証明書

③ 国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証

④ 通帳

⑤ 印鑑

◆申請

保険給付課（市役所本庁舎1階）または各総合支所市民税務課

介護保険サービス利用者負担の猶予・免除 (5月改正)

☎ 高齢介護課 ☎ 23-6125

震災で被災し、介護保険の介護認定を受けている人で、震災により介護サービスなどの利用料の支払いが困難な場合の支払い猶予期間が6月末日まで延長されました。

7月1日以降は免除認定証等の提示が必要になりますので、免除申請の手続きを行ってください。

◆対象者

介護保険認定を受けて介護サービス等を利用している被保険者（震災の発生以後本市に転入された人も含む）で別表の①～⑥のいずれかに該当する人

※6月末日までは、介護サービス事業所またはケアマネージャーに申し出ることで、介護サービスなどの利用料の支払いが猶予されます。

【対象者と申請に必要な書類】

対象者	必要な書類
①住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした人	り災証明書
②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人	死亡事項が確認できる書類・医師の診断書など
③主たる生計維持者が行方不明の人	警察に届け出している行方不明者届けなど
④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した人	事業の廃止・休止届など
⑤主たる生計維持者が失業し、収入がない人	離職票、資格喪失証明書、退職証明書など
⑥原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急避難準備区域に関する指示の対象となっている人	避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの

◆免除される費用

介護サービス利用料の一割負担分と、ショートステイ、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の食費と居住費です。それ以外は自己負担になります。

◆必要書類など

介護保険被保険者証、印鑑および20ページの表に掲載した必要な書類

◆免除期間

介護サービス利用料	平成24年2月29日まで
食費・居住費	平成23年8月31日まで(変更になる場合があります)

◆申請受付開始

6月13日(月)～

◆申請場所

高齢介護課（市役所西庁舎1階）または各総合支所保健福祉課

特定健診受診料の免除（6月追加）

☎ 健康推進課 ☎ 23-5311

大崎市の国民健康保険に加入している人で、震災で被害を受けた人は、特定健康診査の受診料 1,200 円を免除します。

◆対象者

震災により住宅が全半壊するなどの被害を受け「国民健康保険一部負担金等免除証明書」（18～19ページ参照）の交付を受けた人

◆免除の方法

健診会場または特定健診実施医療機関で「国民健康保険一部負担金等免除証明書」を提示することで免除を受けられます。

受診料の還付について

特定健診受診料の免除対象となった人で、既に受診料を払って受診している場合は、還付します。

◆還付申請に必要なもの

- ①領収書
- ②国民健康保険一部負担金免除証明書
- ③国民健康保険被保険者証
- ④通帳（世帯主または本人）
- ⑤印鑑

◆申請

7月11日(月)から健康推進課（fプラザ1階）または各総合支所保健福祉課

東日本大震災に伴う定期予防接種の特例（6月追加）

☎ 健康推進課 ☎ 23-5311

震災によってやむを得ない事情が生じ、定期の予防接種の対象年齢を過ぎ、接種機会を逃してしまった人は、8月31日(木)までの間、定期予防接種の対象者として市内指定医療機関で無料で接種できます。

◆定期予防接種の種類と特例の対象者

対象者	通常の対象年齢(月齢・学年)	特例となる対象者
① BCG	3～6カ月	平成22年9月13日～平成23年2月28日生まれ
② 三種混合	3～90カ月	平成15年9月13日～平成16年2月29日生まれ
③ 二種混合	小学6年生	中学1年生
④ 麻しん・風しん	1期 1歳～2歳未満	平成21年3月13日～8月29日生まれ
	2期 小学校就学前1年	小学1年生
	3期 中学1年生	中学2年生
	4期 高校3年生相当年齢	平成4年4月2日～平成5年4月1日生まれ

※予防接種を受ける時は、予診票（紛失した場合は健康推進課または各総合支所保健福祉課で再交付します）と母子健康手帳を忘れずに持参してください。

予防接種料の還付について

特例の対象となった人で、既に予防接種料を払って接種を受けた場合は、還付します。

◆還付申請に必要なもの

- ①領収書
- ②母子健康手帳
- ③通帳（保護者）
- ④印鑑

◆申請

健康推進課（fプラザ1階）または各総合支所保健福祉課

市立幼稚園保育料の減免 私立幼稚園就園奨励費補助

☎ 教育委員会学校教育課 ☎ 72-5033

震災により被害を受けた保護者の経済的負担を軽減するために、入園料および保育料の一部減免・補助を行います。

1 市立幼稚園保育料の減免

◆対象

平成 23 年度市民税の所得割額が非課税の世帯
(り災等により、市民税の税額に変更があった場合は変更後税額で判断)

◆減免額

就園している園児の人数などにより 20,000 円～ 63,000 円

◆申請

在園している幼稚園に申し込み

2 私立幼稚園就園奨励費補助

◆対象

次の要件をすべて満たすこと

- ①保護者が市内在住の人
- ②私立幼稚園に通園している満 3 歳児以上の園児の保護者
- ③世帯全員の平成 23 年度市民税の所得割額の合計が 183,000 円以下の世帯
(り災等により、市民税の税額に変更があった場合は変更後税額で判断)

◆補助額

就園している園児の人数などにより 46,800 円～限度額以内

◆申請

在園している幼稚園

保育所保育料、放課後児童クラブ保育料の免除

☎ 子育て支援課 ☎ 23-6045

震災で被害を受けた家庭の保育所保育料、放課後児童クラブ保育料を減免します。

◆減免の内容

	対象者	区分	減免割合
保育所保育料	① 児童の保護者が居住する家屋が半壊以上の損害を受けた場合	住宅が大規模半壊以上	全部
		住宅が半壊	2 分の 1
	② 震災で生計を維持する人が死亡したり、事業の廃止などにより世帯の収入が著しく減少し保育料の納入が困難になった場合	生計維持者が死亡	全部
放課後児童クラブ保育料	① 児童が居住する家屋が半壊以上の損害を受けた場合	住宅が大規模半壊以上	全部
		住宅が半壊	2 分の 1
	② 児童の保護者が死亡または著しい障害を受けた場合	保護者が死亡	全部
保護者が著しい障害		10 分の 9	

◆申請に必要なもの

印鑑、り災証明書の写し

◆申請

各保育所、放課後児童クラブ

児童扶養手当の所得制限の特例

☎ 子育て支援課 ☎ 23-6045

震災により住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合に、4月から翌年の7月までの手当については、所得による支給制限を適用せず、全額支給する特例措置があります。

◆対象

- ① 受給資格者本人の所得制限により一部支給停止または全部停止になっている人で、本人またはその扶養親族が所有する財産に損害を受けた人
→受給資格者本人の所得による支給制限が解除されます
- ② 扶養義務者（同居の親族等）の所得制限により全部停止になっている人で、扶養義務者またはその扶養親族が所有する財産に損害を受けた人
→扶養義務者の所得による支給制限が解除されます

◆申請に必要なもの

児童扶養手当被災状況書（子育て支援課にあります）、印鑑、り災証明書の写し

◆申請期間

本来は被災してから14日間に届けることとされていますが、厚生労働省からの通知により、当面の間受け付けます。

◆注意点

後日、災害を受けた年（平成23年）の所得について再確認を行い、法令で定める所得制限の額以上であった場合には、特例として支給された手当の一部または全部を返還してもらいます。

◆申込

子育て支援課（市役所西庁舎2階）

就学支援

☎ 教育委員会学校教育課 ☎ 72-5033

1 日本学生支援機構緊急採用奨学金

独立行政法人日本学生支援機構では、災害救助法適用地域（大崎市を含む）の学生に対して奨学金の緊急採用をします。

◆奨学金の種類

第一種奨学金（無利子）、第二種奨学金（利息有）

◆対象となる学校等

大学・短大・高専・専修学校（専門課程）・大学院
※高校は対象となりません。

◆申込

在学する学校

※詳細は、在学する学校にお問い合わせください。

2 就学援助費の支給

震災によって、所得や財産が著しい損失を受けた場合、学用品や通学用品に充てる経費の一部を支給します。通常の手続きに加え、地震災害により小中学生の教育費にお困りの保護者に学用品などの経費の一部を援助します。

◆申込

申請書に記入し、必要書類を添えて各学校に提出（申請書は各学校にあります）

大崎市奨学金の緊急募集

☎ 教育委員会学校教育課 ☎ 72-5033

震災による被災者に大崎市奨学資金の奨学生を募集します。奨学資金は全額返済義務がありますが、無利子です。

◆対象者

保護者が市内に居住し、学業、人物ともに優れている人で、次の①～②のいずれかに該当する人。

- ①震災により居住している住宅（保護者の居住住宅も含む）が被害を受け、り災証明書により「全壊」「大規模半壊」または「半壊」と判定された世帯
- ②震災により保護者が死亡または解雇（雇用保険受給資格者証の離職理由が天災等の理由に限る）等により経済的な理由で修学が困難な人

◆貸付月額

高校：15,000 円、大学・短期大学・専修学校・各種学校等：30,000 円

◆必要な書類

奨学資金貸与申請書、世帯全員の住民票、奨学資金貸与生推薦書、対象となる要件により「り災証明书写し」または「雇用保険受給資格者証写し」

◆申込

6月1日(水)～7月15日(金)まで教育委員会学校教育課（岩出山庁舎2階）、教育委員会古川支局または各教育委員会支所に申請。

大崎市奨学資金の償還猶予

☎ 教育委員会学校教育課 ☎ 72-5033

地震災害による被害の程度に応じて一定の期間、奨学資金の償還を猶予します。

手続きの詳細は直接お問い合わせください。

◆対象者

大崎市の奨学資金を償還中の人で、次の①～②のいずれかに該当する人。

- ①震災で、所有または居住する住宅が被害を受け、り災証明書により「全壊」「大規模半壊」または「半壊」と判定された世帯の人
- ②震災で長期入院、あるいは事業の廃止などで著しい収入減があった人

◆猶予される期間

- ①り災証明書により「全壊」「大規模半壊」または「半壊」の場合1年以内
- ②1年以内。猶予期間については、状況に応じて期間が異なりますのでご相談ください。

◆申請に必要なもの

- ①償還猶予申請書、印鑑、り災証明書（写し可）
- ②償還猶予申請書、印鑑、離職証明書

◆申込

教育委員会学校教育課（岩出山庁舎2階）、教育委員会古川支局または各教育委員会支所

市税（料）の減免

☎ 税務課 ☎ 23-2162

震災で被害を受けた人の市税（料）等を減免します。該当すると思われる人は、忘れずに申請してください。

◆対象年度

市県民税・固定資産税・都市計画税・国民健康保険税・介護保険料は、災害発生日以後に納期が到来する平成 22 年度および 23 年度分

◆申請期間

5月9日(月)から申請を受け付けています。できるだけ早めに申請してください。

◆申請場所

税務課(市役所本庁舎 3 階)または各総合支所市民税務課

◆提出書類

減免申請書、り災証明書など被害状況の確認ができる書類（大崎市にり災証明書・被災証明書の申請をしている人は不要）

1 市県民税・国民健康保険税・介護保険料

◆対象者

- ① 今回の震災で、納税義務者が死亡した場合、生活保護を受けることとなった場合、障害者となった場合
- ② 平成 22 年中の所得が 1,000 万円以下で、居住する家屋が半壊以上の損害を受けた人

◆減免割合

対象者①の減免割合

区分	減免割合
納税義務者が死亡したとき	全部
納税義務者が生活保護法に基づく生活扶助を受けることとなったとき	全部
納税義務者が地方税法に規定する障害者となったとき	10 分の 9

対象者②の減免割合

平成 22 年中の 合計所得金額	減免割合	
	住宅が半壊	住宅が大規模半壊、全壊
500 万円以下であるとき	2 分の 1	全部
750 万円以下であるとき	4 分の 1	2 分の 1
750 万円を超えるとき	8 分の 1	4 分の 1

2 固定資産税・都市計画税

◆対象者

所有する固定資産が、次のような損害を受けた人

土地：被害面積が、当該面積の 10 分の 2 以上であるとき

家屋：全壊、大規模半壊または半壊であるとき

償却資産：価格が 10 分の 2 以上の価値を減じたとき

◆減免割合

① 土地

損害の程度	減免割合
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 8 以上であるとき	全部
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 6 以上 10 分の 8 未満であるとき	10 分の 8
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満であるとき	10 分の 6
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満であるとき	10 分の 4

② 家屋

損害の程度	減免割合
全壊もしくは大規模半壊	全部
半壊	10 分の 5

③ 償却資産

損害の程度	減免割合
価格が 10 分の 10 の価値を減じたとき	全部
価格が 10 分の 6 以上 10 分の 10 未満の価値を減じたとき	10 分の 8
価格が 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満の価値を減じたとき	10 分の 6
価格が 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満の価値を減じたとき	10 分の 4

市税の軽減・免除（6月改正）

☎ 税務課 ☎ 23-2162

税制改正により、震災で被害を受けた人は、次の市税の軽減措置等を受けられます。

1 住宅や家財などに被害を受けた場合の市県民税の軽減措置

住宅・家財・自家用車などに損害を受けた人は、所得税と同様に、損害金額に基づき計算した金額を所得から控除することにより市県民税の軽減措置を平成23年度から受けることができます。また、損失額が大きく、雑損控除額が引ききれない場合の繰越しが5年となります。

所得税の確定申告で雑損控除を申告していれば、市県民税の手続きは不要です。

ただし、平成23年度市県民税について30ページに掲載している市県民税の減免の適用を受けた人は、翌年度分から雑損控除の適用を受けた方が有利になる場合があります、この場合、市県民税の申告が必要です。

2 住居等に被害を受けた場合の固定資産税の軽減措置

滅失・損壊した住宅の敷地の固定資産税は、申告により引き続き住宅用地として軽減措置を翌年度からも受けることができます。

また、滅失・損壊した家屋の買い替えなどをした場合は、それらに係る固定資産税について軽減措置を受けることができます。

3 被災した軽自動車などに係る税の扱い

震災により滅失・損壊した軽自動車は、軽自動車税を課税しません。また、滅失・損壊した自動車・軽自動車に代わる軽自動車を取得した場合、平成23年度から25年度までの各年度分の軽自動車税が非課税となります。

※用途（自家用・営業用）を変更して取得する場合は、対象になりません。

後期高齢者医療保険料の減免（6月改正）

☎ 税務課 ☎ 23-5147

後期高齢者医療保険料は、宮城県後期高齢者医療連合の決定を受け、対象となる人を減免します。

6月の改正で、対象範囲は拡大されました。

◆対象者

震災により住家に被害を受け、り災証明書により半壊以上の判定を受けた人
※6月の改正で、損害保険の補てん額などは考慮せず、り災証明書の判定に基づき減免決定されることになりました。

◆減免される保険料

平成22年3月分および平成23年度分

◆減免割合

損害の程度	減免割合
全壊	全部
半壊・大規模半壊	2分の1

◆提出書類

減免申請書、り災証明書の写し

◆減免の決定時期

平成23年度保険料の決定通知（7月送付予定）の後、宮城県後期高齢者医療連合で減免決定を行います。

※申請期間・申請場所は、市税(料)等の減免(30ページ)と同じ

納期の繰り下げ

☎ 税務課 ☎ 23-2162

平成 23 年度の市税（料）の納期は次のとおりです。

軽自動車税、固定資産税は、納期の繰り下げを行っています。また、国民健康保険税（普通徴収）と介護保険料（普通徴収）は、通常 10 回の納期を 9 回に集約します。

納期	軽自動車税	固定資産税 都市計画税	市県民税 (普通徴収) ※従来通り	国民健康 保険税 (普通徴収)	介護保険料 (普通徴収)	後期高齢者 医療保険料 (普通徴収) ※従来通り
6 月	全期		1 期			
7 月		1 期		1 期	1 期	1 期
8 月			2 期	2 期	2 期	2 期
9 月		2 期		3 期	3 期	3 期
10 月			3 期	4 期	4 期	4 期
11 月				5 期	5 期	5 期
12 月		3 期		6 期	6 期	6 期
1 月			4 期	7 期	7 期	7 期
2 月		4 期		8 期	8 期	8 期
3 月				9 期	9 期	9 期

納税の相談

☎ 納税課 ☎ 23-5148

震災の被害を受けたことで、納期内納付が困難な人は、納税課（市役所本庁舎 2 階）までご相談ください。

国民年金保険料の減免

☎ 市民課 ☎ 23-6079
古川年金事務所 ☎ 23-1203

震災により、住宅、家財、その他の財産について、おおむね 2 分の 1 以上の損害を受けた場合、本人の申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。

ただし、将来、老齢基礎年金を受給する場合、免除期間については年金額が減額されます。免除された期間は、10 年以内であれば、保険料を「追納」することができますので、年金額を満額に近づけるためにも追納をお勧めします。

申請する場合は、震災前の財産の概要とその価格を把握してきてください。

◆免除期間と申請期限

免除期間	申請期限
平成 23 年 2 月～平成 23 年 6 月	平成 23 年 8 月 1 日
平成 23 年 7 月～平成 24 年 6 月	平成 24 年 7 月 31 日

◆申請に必要なもの

年金手帳、印鑑、国民年金被災状況届（申請窓口にあります）、申請する人が同一世帯員以外であれば委任状

◆申請窓口

古川年金事務所、市民課（市役所本庁舎 1 階）または各総合支所市民税務課

震災に伴う税制上の措置

☎ 古川税務署 ☎ 22-1711

震災で被害を受けた人の負担を軽減するために、次のような税制上の措置があります。

このほかにも、各種の税制上の措置が講じられおり、国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp/index.htm>) に掲載されています。詳しくは、税務署までお問い合わせください。

◆各種税制上の措置

	税制上の措置	概要
1	申告・納付等の期限の延長	3月11日以降に到来する全ての国税の申告・納付等の期限が延長されています。
2	所得税の軽減または免除	震災により住宅や家財などに被害を受けた人は、特例により平成22年分の所得税の軽減・減免を受けることができ、確定申告などの手続きを行うことにより税金の還付を受けられる場合があります。
3	源泉所得税の徴収猶予・還付	所得税の軽減または免除が受けられる人は、給与・公的年金・報酬料金に係る源泉所得税徴収猶予や還付を受けることができます。
4	住宅借入金等特別控除の特例	住宅借入金特別控除の適用を受けていた住宅に居住できなくなった場合でも、控除期間は引き続き適用を受けることができます。
5	財産形成型住宅(年金)貯蓄の利子等の非課税	震災で被害をうけたことにより、払い出しを受ける人は、その払い出しに係る利子等は課税されません。
6	納税の猶予	財産に相当な損失を受けた人や、国税を一時に納付することが困難な人は、納税の猶予を受けることができます。
7	予定納税額の減額	平成23年分の所得税の見積額が、予定納税基準額に満たないと見込まれる場合は、予定納税額を減額することができます。
8	自動車税の還付・買い替え車両の自動車重量税の免除	震災に被災して廃車した自動車の自動車重量税の特別還付や、買い換え車両に係る自動車重量税の免除が受けられます。(軽自動車を含む)

水道料金・公共下水道使用料等の減免

☎ 給水課 ☎ 24-1111
☎ 下水道課 ☎ 52-5831

震災により、水道、公共下水道、農業集落排水、公設浄化槽、地域下水の使用料等を、次のように減免します。

◆減免対象期間

平成23年4月分(使用期間:3月の検針日から4月の検針日まで)

1 水道

◆減免内容

- ①対象期間の基本料金はすべて減免
 - ②地震による給水装置破損の漏水があった場合は、申請により使用料(水量料金)を過去3カ月の平均使用水量で算定し、差額を減免
 - ③住宅等の損壊で水道が使用できなかった場合は、申請により減免
- ※③の減免を受ける場合は、り災証明書が必要です。

◆申請窓口

大崎市水道お客様センター (☎ 0120-366-171)

2 公共下水道、農業集落排水、公設浄化槽、地域下水

◆減免内容

- ①対象期間の基本使用料はすべて減免
 - ②住宅等の損壊で下水道が使用できなかった場合は、申請により減免
- ※②の減免を受ける場合は、り災証明書が必要です。

◆申請窓口

大崎市水道お客様センター (☎ 0120-366-171) または下水道課業務係(三本木庁舎2階)

震災により休業している人へ

☎ ハローワーク古川 ☎ 22-2305

事業主が災害を受けたことにより休止・廃止し、賃金を受け取れない人は、離職していなくても失業給付が受給できます。また、災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職し、事業再開後の再雇用が予定されている人も対象となります。

ただし、雇用保険に6カ月以上加入しているなど要件がありますので、詳しくは、お問い合わせください。

雇用調整助成金

☎ ハローワーク古川 ☎ 22-2305

経済上の理由により事業を縮小した事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業などを行った場合、休業手当などの一部（中小企業で原則8割1年間）を助成します。

今回の震災により、経済上の理由で事業が縮小した場合についても利用することができます。この場合は、迅速に支援できるよう支給要件の緩和も行っていきます。詳しくは、お問い合わせください。

被災者雇用開発助成金

☎ ハローワーク古川 ☎ 22-2305

震災で職を失った人、被災地域の求職者を、ハローワークの紹介により雇用する事業主に対して、助成金を支給します。

◆対象

次の①～③のすべてに該当する人または④に該当する人を、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主。ただし、雇用保険の一般被保険者として雇用する場合に限りです。

- ①東日本大震災発生時に被災地域で就業していた人
- ②震災後に離職し、その後安定した職業についたことがない人
- ③震災により離職を余儀なくされた人
- ④震災前から被災地域に居住し求職活動をしていて、震災後、安定した職業についたことがない人（震災後に被災地域以外に居所を変更した人を含む）

◆支給額

対象労働者 (一般被保険者)	支給額	助成対象期間
短時間労働者以外	大企業 50万円(1期25万円) 中小企業 90万円(1期45万円)	1年間
短時間労働者	大企業 30万円(1期15万円) 中小企業 60万円(1期30万円)	

※支給対象期（6カ月）ごとに支給されます。

労働保険料などの免除の特例

☎ 宮城労働局労働保険徴収課 ☎ 022-299-8842

震災で被災した事業主で一定の要件を満たす場合、労働保険料などの免除を受けることができます。

◆対象者

次の要件を満たす事業者

- ①大崎市を含む特定被災区域に所在している事業者
- ②震災により被害が生じたことで休業または事業を縮小していること
- ③震災前の直近の賃金と比べ2分の1未満（労働者1人当たりの1カ月の賃金）になっていること

勤労者向け地震災害特別融資制度

☎ 東北労働金庫宮城県本部 ☎ 0120-1919-62
宮城県雇用対策課 ☎ 022-211-2771

宮城県では東日本大震災で被災した勤労者を対象に、東北労働金庫と提携し生活資金の融資制度を実施しています。

◆対象

次の①～③の要件をすべて満たす人

- ①企業等に勤務し、宮城県内に住所か勤務先がある人
- ②原則 20 歳以上、勤続年数 1 年以上、前年税込み収入が 150 万円以上の人
- ③東北労働金庫の審査基準を満たす人

◆融資の内容

限度額	最高 200 万円
返済期間	10 年以内
貸付利率	0.80%（別途保証料が必要）

◆申込

平成 23 年 9 月 30 日まで東北労働金庫各支店

勤労者生活安定資金融資

☎ 東北労働金庫古川支店 ☎ 24-1400

市では、市内に居住または勤務する勤労者の皆さんに、生活資金等を融資する制度を設けています。

◆対象

市内に勤務先または住所を有する人で、東北労働金庫の会員となっている人および会員となる資格を有する人。（「育児・介護休業者生活資金」の融資を受ける場合は、一定の要件も満たす人。）

◆融資の内容

資金の種類	生活資金	教育資金	育児・介護休業者生活資金
限度額	100 万円	200 万円	100 万円
返済期間	5 年以内	10 年以内（うち据置期間 5 年以内）	5 年以内（うち据置期間 1 年）
貸付利率	2.50%	1.85%	1.20%

※貸付利率は金融機関との協議により変動します。

◆申込

東北労働金庫各支店

小規模企業向け設備投資支援制度

☎ (財)みやぎ産業振興機構金融支援課 ☎ 022-225-6636

(財)みやぎ産業振興機構では、小規模企業者が経営基盤の強化に必要な機械設備を導入する際「貸付」と「貸与」という二つの制度で支援を行っています。

なお、申し込みから決定までは、現地調査や審査委員会などによる審査が必要となります。

◆融資の内容

	設備資金貸付事業	設備貸与事業
制度概要	設備導入資金の 2 分の 1 以内を無利子で貸し付けます	便利な長期、低利の「割賦」と「リース」があります
限度額	4,000 万円以内	6,000 万円以内
返済期間	3～7 年	
対象企業	県内に工場、店舗を有している事業所（税の滞納がないこと）	
従業員規模	常時就業する従業員数が 20 人以下。商業・サービス業では 5 人以下（但し、一定の要件を満たせば 50 人以下）	
対象設備	産業機械、建設用重機、印刷機械、運送用トラックなど広範に対応しています	

◆申込

(財)みやぎ産業振興機構金融支援課

宮城県災害復旧対策資金

☎ 宮城県商工経営支援課商工金融第一班 ☎ 022-211-2744

震災で被害を受けた中小企業者への運転資金です。

◆対象者

震災で直接被害（施設・設備・事業用資産等の破損）、または間接被害（取引先の被災等、最近1カ月の売上高が前年同月の売上高に対して10%以上減少するか減少する見込みがある）を受け、①～③のいずれかの証明書または認定書の交付を受けた中小企業者

- ①市町村長が発行するり災証明書の交付を受けた人（直接被害）
- ②市町村長が発行するセーフティネット保証認定5号（地震による売上高などの減少基準に限る）を受けた人（間接被害）
- ③知事、市町村長、商工会議所会頭または商工会会長の認定を受けた人（間接被害）

◆融資の内容

融資限度額	1,000万円（運転資金）
貸付利率	固定金利 年 1.0%以内
償還期間	償還期間10年以内（うち据置期間2年）
信用保証料率	①年 0.5% ②年 0.7% ③年 0.45～1.59%

◆取り扱い期間

平成23年9月9日融資実行分まで

◆申込

県内に本・支店を有する都市・地方・第二地方銀行、信用金庫、信用組合、および商工組合中央金庫において受け付けを行います。

東日本大震災復興特別貸付

☎ 商工振興課 ☎ 23-7091

東日本大震災の発生を受けて創設された制度です。直接的・間接的な被害を受けた中小企業者や風評被害等による影響を受けた中小企業者へ資金を融資します。

◆対象者

次の①～③のいずれかに該当する中小企業者。

- ①地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者・原発事故に係る警戒区域等内の中小企業者
- ②①の事業者等の事業活動に相当程度依存している中小企業者
- ③その他震災の影響により、業況が悪化している中小企業者

◆融資の内容

利用対象者	貸付限度額	償還		利率
		据置期間	償還期間	
①直接被害 「被災証明書」 等が必要	3億円 (別枠)	5年以内	<ul style="list-style-type: none"> • 設備 20年以内 • 運転 15年以内 ※据置期間を含む 	基準利率より0.5%引き下げ 融資後3年間は、1億円まで1.4%引き下げ
②間接被害 (上記①の方と 一定以上の取引 がある人)	3億円 (別枠)	3年以内	<ul style="list-style-type: none"> • 設備 15年以内 • 運転 15年以内 ※据置期間を含む 	基準利率より最大0.5%引き下げ 融資後3年間は、3千万円まで最大1.4%引き下げ
③その他の理由により、売上減少している方(風評被害含む)	7億2,000万円	3年以内	<ul style="list-style-type: none"> • 設備 15年以内 • 運転 8年以内 ※据置期間を含む 	基準利率より最大0.5%引き下げ

◆申し込み・問い合わせ

日本政策金融公庫仙台支店 ☎ 022-222-5173

商工組合中央金庫仙台支店 ☎ 022-225-7411

中小企業経営安定資金・みやぎ中小企業復興特別資金 (6月追加)

☎ 宮城県商工経営支援課商工金融第一班 ☎ 022-211-2744

被災中小企業者に対し、事業の再建・経営の安定に必要な資金を融資します。

◆対象

震災前から継続して事業を行っている特定被災区域内の中小企業者で、次のいずれかに該当する中小企業者。

- ①地震、津波などにより直接被害を受けた中小企業者（り災証明書などが必要）
- ②震災後の最近3カ月間の売上高などが前年同期と比較して10%以上減少している中小企業者（市町村長が発行する「東日本大震災復興緊急保証」の認定書が必要）

◆融資の内容

貸付限度額	8,000万円（運転資金、設備資金）
貸付利率	年1.5%（固定金利）
償還期間	15年以内（据置3年以内）
償還方法	原則として月賦均等返還
保証人・担保	保証人：原則として法人代表者以外不要 担保：必要に応じて徴求
信用保証	県信用保証協会保証付 年0.5%

◆取り扱い期間

平成24年3月31日融資実行分まで

◆申込

県内に本・支店を有する都市・地方・第二地方銀行、信用金庫、信用組合、および商工組合中央金庫において受け付けを行います。

中小企業東日本大震災災害復旧融資利子補給 (6月追加)

☎ 商工振興課 ☎ 23-7091

震災によって被害を受けた市内の中小企業の復興支援を図るため、大崎市が利子補給する制度です。

◆対象

大崎市に本社または主たる事業所を有し、次の①～③のいずれかの災害融資を受けた中小企業者

- ①宮城県災害復旧対策資金（42ページに掲載）
- ②東日本大震災復興特別貸付（43ページに掲載）
- ③中小企業経営安定資金・みやぎ中小企業復興特別資金（44ページに掲載）

◆助成の内容

利子助成率	上限1% ※ただし、国、県から利子補給を受ける場合は、利子補給額合計が支払利子額を超える部分については補給されません。
利子助成期間	資金の借入れした日から5年間
利子助成対象限度額	3,000万円

◆申請に必要な書類

- ①利子補給金交付申請書
- ②災害融資に係る金銭消費貸借契約書
- ③災害融資が必要なことを証明する書類

運転資金：災害により売上高の減少が確認できる書類

設備資金：災害で修繕が必要または修繕を行った個所の写真、見積書など

◆申込

12月26日(月)まで商工振興課（市役所東庁舎2階）または各総合支所産業建設課（鳴子総合支所は観光建設課）

東日本大震災復興緊急保証

☎ 宮城県商工経営支援課商工金融第一班 ☎ 022-211-2744

被災中小企業者に対し、事業の再建・経営の安定に必要な資金を融資します。

◆対象

震災前から継続して事業を行っている特定被災区域内の中小企業者で、次のいずれかに該当する中小企業者。

- ①震災発生後の最近3カ月間の売上高等が前年同期比10%以上減少の中小企業者
- ②震災発生後の最近1カ月間の売上高等が前年同期比10%以上減少、かつ、その後2カ月間を含む3カ月間の売上高等が前年同期に比べて10%以上減少することが見込まれる中小企業者

◆融資の内容

貸付限度額	8,000万円
貸付利率	各金融機関所定利率
償還期間	経営の安定に必要な事業資金（事業再建に必要な資金を含む）。10年以内（据置2年以内）
信用保証	年0.7%

◆申込

県内に本・支店を有する都市・地方・第二地方銀行、信用金庫、信用組合、および商工組合中央金庫において受け付けを行います。

大崎市中小企業振興資金

☎ 商工振興課 ☎ 23-7091

◆対象

中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小規模の企業者（宮城県信用保証協会の保証対象業種を営むものに限る）で、同一の事業を継続し、次の①～⑤の要件をすべて満たす人

- ①市内に店舗、工場または事業所を有し引き続き同一の事業を営んでいる人
- ②市税の納税義務者で、税に滞納がなく、あっせんする資金の返済が可能と認められる人
- ③事業の内容が堅実で、社会的に信用があると認められる人
- ④信用保証協会の代位弁済や金融機関の取引停止を受けていない人
- ⑤大崎市小規模企業小口資金の融資を受けていない人

◆融資の内容

融資限度額	2,000万円（運転資金、設備資金）
貸付利率	年2.2%
償還期間	運転資金は7年以内（据置1年以内含む） 設備資金は10年以内（据置1年以内含む）
信用保証料	平成24年3月31日まで市が全額負担

◆申込

市内各金融機関

農地等災害復旧事業の支援

☎ 農林振興課むらづくり推進室 ☎ 23-2318

震災によって農地・農業用施設等が亀裂、陥没、崩落などの被害を受けた場合、申請に基づいて市が災害復旧を行います。

◆ 対象者

農地等を所有または管理している個人

◆ 支援条件

工事費のおおむね 10%の範囲で申請者(受益者)の負担金が必要となります。

◆ 申請に必要なもの

申請書、位置図、被災写真等

◆ 申請期間および申請先

東日本大震災による被害と認定できる一定の期間は申請を受け付けます。農林振興課むらづくり推進室（市役所東庁舎 2 階）または各総合支所産業建設課（鳴子総合支所は観光建設課）に申請してください。

農業生産復興のための無利子の資金

☎ 農林振興課農業経営係 ☎ 23-7090

最長 18 年間の無利子措置、償還期限の延長や貸付限度額の引き上げなど、返済負担が大幅に軽減されました。特に、農林漁業セーフティネット資金は、中長期運転資金で 1,200 万円までの借入で、営農や施設等用途の自由度が高く、使いやすくなっています。資金の活用を検討している場合には、ぜひご相談ください。

融資機関	資金名	貸付限度額	利率	償還		主な用途
				据置期間	償還期間	
日本政策金融公庫	農林漁業セーフティネット資金	年間経営費 または 1,200 万円	無利子	6 年	13 年	災害復旧の中長期の運転資金
	農林漁業施設資金（災害復旧）	負担額の 100% （最大 1,200 万円）	無利子	6 年	18 年	施設等の修理
	スーパー L 資金	個人 1.5 億円 法人 5 億円	18 年まで無利子 （19 年以降有利子）	13 年	28 年	長期運転資金 施設資金
農協等	天災資金	個人 250 万円 法人 2,000 万円	無利子	—	7 年	種苗代、肥料等
	農業近代化資金	個人 1,800 万円 法人 2 億円	無利子	10 年	18 年	長期運転資金 施設資金

◆ 申込

農林振興課（市役所東庁舎 2 階）または各総合支所産業建設課（鳴子総合支所は観光建設課）

東日本大震災農業生産対策交付金事業

☎ 農林振興課農業経営係 ☎ 23-7090

◆対象

- ① 被災した施設や機械、営農資材を復旧、もしくは再編する事業
- ② 施設や機械は、共同利用が要件（個人資産になるものは不可）
- ③ JA 等で実施する農林水産業共同利用施設災害復旧事業の対象とならないもの（その他、事業により規模・要件等が定められている）

◆実施主体

農協、農業生産法人、5 戸以上または県が認める 3 戸以上の農家で組織する団体（新設も可）

◆支援メニュー

支援メニュー	事業内容
① 土地利用型作物（稲・麦・大豆・そば等）の生産再開支援	○トラクターやコンバインなど共同利用機械のリース導入 ○乾燥調整施設など共同利用施設の改修や再編 ○肥料・農薬・育苗用資材の再調達
② 園芸作物（野菜・果樹・花き）の生産再開支援	○野菜育苗施設等の共同利用施設の改修・再編 ○パイプハウスのパイプ・ビニール、肥料・農薬等の生産資材の導入 ○果樹の植栽に必要な苗木・肥料・農薬・果樹棚等資材の導入
③ 畜産経営の再開支援	○畜産施設・機械の復旧 ○共同畜産施設の改修・再編 ○共同畜産機械のリース導入
④ 飼料生産の再開支援	○飼料播種機、収穫機など機械のリース導入 ○バンカーサイロ、飼料保管庫など施設の改修・再編 ○放牧地や牧柵など放牧関連施設の修理・再編

◆補助率

事業費の 2 分の 1 以内

◆申込

農林振興課（市役所東庁舎 2 階）または各総合支所産業建設課（鳴子総合支所は観光建設課）まで要望書を提出

被災家畜円滑処理促進事業

☎ 農林振興課農業経営係 ☎ 23-7090

震災の影響により死亡した家畜の処理について、埋却・焼却経費や化製処理（専用処理場での処理）経費の一部を補助します。

◆対象

次のいずれかの原因により死亡した家畜を、適正処理した場合に対象となります。

- ① 畜舎倒壊による圧死等地震の直接的な被害
- ② 電力や飼料供給の不足
- ③ ライフラインの損壊
- ④ 飼養者の避難

◆補助の内容

① 埋却・焼却

経費の 2 分の 1 以内

※輸送費、作業員賃金、重機借上費を含む

② 化製処理の場合

- ・牛→ 21,600 円／頭
- ・豚→ 2,400 円／頭
- ・鶏→ 54 円／羽

※輸送費、焼却費を含む

◆申込

農林振興課（市役所東庁舎 2 階）または各総合支所産業建設課（鳴子総合支所は観光建設課）

大崎市畜産・園芸用施設災害復旧事業 (7月追加)

☎ 農林振興課農業経営係 ☎ 23-7090

被災した畜産施設、園芸用施設の復旧に要する経費の一部を、市が支援します。

◆対象者

対象施設に被害を受けた農家および法人（法人は、認定農業者のみ該当）

◆対象施設

次の①～③のいずれかに該当する施設

- ① 畜舎、飼料庫、鶏舎およびこれらの施設に付帯する設備
- ② パイプハウス、鉄骨ハウス等これら園芸施設に付帯する設備
- ③ その他市長が必要と認めるもの

◆補助の内容

交付要件	復旧に必要な経費から保険金等でほてんされた金額を差し引いた額が30万円以上の場合に交付
補助率	補助対象経費の3分の1以内
交付限度額	300万円以内
交付下限額	10万円

◆申込

9月30日までに農林振興課（市役所東庁舎2階）または各総合支所産業建設課（鳴子総合支所は観光建設課）

農林水産業共同利用施設災害復旧事業

☎ 農林振興課農業経営係 ☎ 23-7090

被災した農業協同組合等の所有する農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費の一部を国が支援します。

◆対象

法に定める施設で、1カ所の工事の費用が13万円以上

◆補助率

区分	採択基準	補助率	
		40万円までの部分	40万円を超える部分
激甚災害法第6条) 告示地域	13万円以上	10分の4	10分の9

◆申込

農林振興課（市役所東庁舎2階）

宮城県短期避難者宿泊プラン

☎ 行政改革推進課 ☎ 23-2285

震災で、避難生活を強いられている皆さんに、旅館やホテルなどで2泊3日の滞在をしていただくプランです。

◆対象者

震災で住家が半壊以上の被害を受け、大崎市内の自宅などで避難生活を続けている人で、2泊3日の滞在に健康面で十分対応可能な人。

◆参加料

無料。ただし、追加飲食代、電話代などは自己負担。

◆宿泊地

鳴子温泉地域

※旅館・ホテルの指定はできません。

◆出発日

出発日	7月	5日(火)、12日(火)、19日(火)、26日(火)
	8月	2日(火)、9日(火)、23日(火)

◆申込

出発日から起算して14日前までに、申込書、り災証明書(写し)を行政改革推進課に提出。

※申込書は市ウェブサイトからダウンロード、または、行政改革推進課にあります。

NHK受信料の免除

☎ NHK仙台放送局営業推進部 ☎ 022-211-1042

震災で、半壊以上の被害を受けた建物の放送受信料を3月から8月までの6カ月間免除します。

◆申込

申請書にり災証明書(写し)を添えてNHK仙台放送局営業推進部に提出(郵送可)。

※申請書は、電話で請求または、ウェブサイト <http://www.nhk.or.jp/sendai/top/> からダウンロードできます。

労災年金受給者定期報告期限延長

☎ 古川労働基準監督署 ☎ 22-2112

労災保険年金・特別遺族年金の定期報告書の提出期限が6月30日から8月31日に延長されました。

◆対象者

大崎市を含む特定被災区域に所在している人

※添付書類(診断書、戸籍、住民票など)の提出が困難な場合など、詳しくは、お問い合わせください。

被災家屋の解体処分（7月追加）

☎ 環境保全課 ☎ 23-6074

危険な家屋による二次的災害を防止するために、所有者からの申請に基づいて、市が解体処分します。

◆対象となる家屋

り災証明書で、全壊または大規模半壊の判定を受けた家屋で、全部解体するもので、個人住宅、分譲マンション、個人所有のアパートおよび貸家です。

※詳しくは環境保全課で発行するパンフレット「震災により損壊した家屋の

解体処分について」または市ウェブサイトをご覧ください。

◆申請できる人

家屋の所有者

◆工事の流れ

- ①申請に基づいて市から委託を受けた業者が家屋を調査
- ②事業対象の該当・非該当を通知
- ③施工実施日の連絡
- ④所有者本人（または代理人）の立会いのもと工事実施

◆申請に必要な書類

- ①家屋所有者本人を確認できるもの（運転免許証またはパスポートなど）
- ②り災証明書の写し
- ③解体する家屋の建物登記簿全部事項証明書（り災証明書の提示により無料交付）、未登記の場合は資産情報を確認するための所有者本人の同意書
- ④建物登記簿謄本に他の共有者や抵当権者などの権利関係者がいる場合、全員からの同意書
- ⑤相続登記されていない場合、遺産分割協議書または申請者以外の法定相続人全員の同意書
- ⑥代理人の場合、委任状
- ⑦その他申請内容を確認するために必要な書類

※所有者が確認できない場合、同意書などの必要書類が提出されない場合、受け付けできません。

◆申込

環境保全課（市役所西庁舎4階）で7月中旬から申請受け付け開始予定。

すでに解体処分が終わっている場合

この制度ができる前に、自分で解体処分を終えている場合、条件が満たせば、基準の範囲で施工業者から工事費の払い戻しが受けられる場合があります。

払い戻しの申請受け付けは、8月以降の予定です。

詳しくは、お問い合わせください。

道路の走行注意

☎ 建設課建設行政係 ☎ 23-8016
維持管理係 ☎ 23-8015

震災により、市内の道路がいたるところで被害を受けました。比較的小さな被害だった場所は、順次復旧を行っていますが、大きな被害を受けた場所は、国の災害査定が終わらないと本復旧に入ることができません。

本復旧が終わるまでは、砂利や簡易舗装による仮復旧を行っていますが、余震や雨、通行量の多さなどから新たな段差が発生する場合がありますので、歩行および自転車での通行の際は十分注意をするように心がけて下さい。

また、自動車で通行する場合でも、段差によって車両を損傷させたり、予期せぬ事故を防ぐために、仮復旧の場所を通行する際は、十分徐行して通行して下さい。

各種問い合わせ先

災害対策本部	防災安全課 ☎ 23-5144
震災復興	政策課震災復興推進室 ☎ 23-2129
り災証明書・被災証明書・税の減免	税務課 ☎ 23-2162
義援金・弔慰金・災害援護資金	社会福祉課 ☎ 23-6012
保育料・児童扶養手当	子育て支援課 ☎ 23-6045
学校・幼稚園	教育委員会学校教育課 ☎ 72-5033
健康相談・健診	健康推進課 ☎ 23-5311
国保加入者の医療費	保険給付課 ☎ 23-6051
介護サービス	高齢介護課 ☎ 23-6125
国民年金	市民課 ☎ 23-6079
就業者・商工業者支援	商工振興課 ☎ 23-7091
農業支援	農林振興課 ☎ 23-7090
道路・河川	建設課 ☎ 23-8016
仮設住宅・住宅修理	建築住宅課 ☎ 23-8054
災害ごみ・被災家屋の解体処分	環境保全課 ☎ 23-6074
水道	水道部給水課 ☎ 24-1111
下水道	下水道課 ☎ 52-5831
短期避難者宿泊プラン	行政改革推進課 ☎ 23-2285
復興支援ハンドブック	秘書広報課 ☎ 23-5023